

別紙様式第3号(1) (第121条第2号関係) (平21農水令23・平23農水令11・平26農水令17
 ・平31農水令11・一部改正、令2農水令50・旧別紙様式第2号(1)様下)

貸借対照表

(年 月 日現在)

(漁業協同組合又は
 水産加工業協同組合名)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 流動資産		1 流動負債	
(1) 現金		(1) 支払手形	
(2) 預け金		(2) 経済事業未払金	
系統預け金		(3) 短期借入金	
系統外預け金		(4) 経済事業雑負債	
(3) 有価証券		(5) 未払法人税等	
(4) 受取手形		(6) 諸引当金	
(5) 経済事業未収金		賞与引当金	
(6) 経済事業雑資産		
(7) 棚卸資産		(7) リース債務	
(8) その他の流動資産		(8) 資産除去債務	
(9) 貸倒引当金	△	(9) その他の流動負債	
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 長期借入金	
減価償却資産		(2) 受入保証金	
減価償却累計額	△	(3) 長期金銭債務	
土地		(4) 諸引当金	
建設仮勘定		退職給付引当金	
(2) 無形固定資産		遭難救助引当金	
(3) 外部出資その他の資産		特別修繕引当金	
外部出資		
系統出資		(5) 繰延税金負債	
系統外出資		(6) リース債務	
子会社等出資		(7) 資産除去債務	
投資有価証券		(8) その他の固定負債	
長期前払費用		負債の部合計	
前払年金費用			
		(純資産の部)	

繰延税金資産		1 出資金	
貸倒引当金	△	2 回転出資金	
その他の固定資産		3 資本準備金	
3 繰延資産		4 利益剰余金	
		(1) 利益準備金	
		(2) その他利益剰余金	
		・・積立金	
		当期末処分剰余金	
		(又は当期末処理	
		損失金)	
		(うち当期剰余金	
		(又は当期損失	
		金))	
		5 処分未済持分	△
		組合員資本合計	
		1 その他有価証券評価差	
		額金	
		2 繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は組合の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない勘定科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 3 特別会計等2つ以上の会計単位を設定している場合、各会計単位ごとに作成した貸借対照表を合併して、科目ごとに各会計単位の内容が分かるように作成するものとする。(会計単位間の貸借は相殺して除去する。)